

第2回「これからのお医業経営の在り方に關する検討会」
事務局提出資料

平成13年12月14日(金)

目 次

- 医療機関経営に関する最近の動き……………1
- 医療法人の非医師の理事長の認可状況について……………3
- 衆議院大蔵委員会(平成11年4月21日)会議録(抜粋) ……4
- 病院経営指標(医療法人の決算分析) ……別冊
- 社会保障審議会医療部会(第1回・第2回)議事録 ……別冊

医療経営に関する最近の動き

政府・与党社会保障協議会
医療制度改革大綱（平成13年11月29日）

（2）医療提供体制の改革

- ・医療機関の経営の近代化・効率化のための早期検討
医療機関の経営の近代化・効率化の方策について、早期に検討を行い、必要な措置を講じる。医療法人の理事長要件については、今年度内に更に緩和する。

総合規制改革会議
規制改革の推進に関する第1次答申（平成13年12月11日）

（1）医療に関する徹底的な情報開示・公開 イ 医療提供者に関する情報公開【平成13年度中に措置（逐次実施）】 - ・医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進するべきである。

(5) 医療分野における経営の近代化・効率化
ア 医療機関経営に関する規制の見直し【平成13年度中に措置（速やかに実施）】

・医療機関の経営形態に関する規制の根拠は、公益性が強い医療サービスについて、営利主体の参入を抑制することにより医療サービスの質を維持するためと考えられてきた。しかし、持分のある医療法人の財産は、社会福祉法人と異なり、出資者に帰属しており、その資金調達方法は銀行などから借り入れに事実上限定されている。直接金融市场からの調達などによる医療機関の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利用者本位の医療サービスの向上を図っていくことが必要である。このため、今後、株式会社などを含めた医療機関経営の在り方を検討するべきである。

イ 理事長要件の見直し【平成14年度中に措置】

・医療法人の理事長は医師であるか又はそれ以外の者の場合は都道府県知事の認可を受けなければならないという規制が行われている。病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営のマネジメントを行い、その運営の効率化を促進する道を開くため、平成14年度のできるだけ早い時期に、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を廃止するべきである。

医療法人の非医師（歯科医師）理事長の認可状況

平成10年改正前に認可した法人数		平成10年改正後に認可した法人数	合計
		【内訳】	(参考 医療法人総数 34,272)
平成10年改正前に認可した法人数	214法人	<ul style="list-style-type: none"> ○改正前の基準によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・法施行時（昭和61年6月）に存在する医療法人で理事長死亡（退任） ・後、その親族を理事長とする場合 28 ・理事長が死亡し、子女が医師となるまで妻を理事長とする場合 28 ○改正後加えられた基準によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以上安定した経営の医療法人 52 ・特定医療法人又は特別医療法人 4 ・地域医療支援病院等地域医療確保に重要な医療法人 1 ・都道府県医療審議会が認めた医療法人 7 ・都道府県医療審議会が認めた者が理事長と選定されるもの 1 	335法人
13.3.31現在	121法人		※厚生労働省医政局指導課調査

○若松委員 公明党・改革クラブを代表して質問をさせていただきます。

初めに、せっかくの大蔵委員会ですから、今まで税法関係でちょっと質問したかったんですけども時間不足で、きょうは三度目の通告ということで、まずこれを先にちょっと片づけさせていただきたいと思っております。

まず、厚生省関係なんです。医療法人の出資の評価方法についてなんですが、現在、医療法人の相続税評価は、事業継承、御存じのように医療法人というのは、一度財団という形で個人の財産を入れますと配当もしませんし、おのずと含み益がたまる。そのたまたま含み益をそのまま相続税という形で、新しい後継者に移る場合に相続税がかかってくるわけです。御存じのように、医療経営というのは、やはり一般営利企業とは異なって公共サービス性がかなり尊重されるべきでありますので、もっと事業継承をしやすいような相続税評価制度を導入すべきではないかと考えますけれども、厚生省並びに主税局のお考えを聞きます。

○小林（秀）政府委員 医療法人と申しますのは、昭和二十五年に制度化をされて以来、民間医療機関の主たる開設主体として日本の医療提供体制の中で重要な役割を果たしてまいりました。

先生の御指摘は、出資持ち分の定めのある社団医療法人の社員が退職をされた場合に、その税負担により法人の財産を維持することができなくなるということと理解をいたします。

この点につきましては、厚生省といましても、医療法人が医療提供体制の中で果たす役割にかんがみまして、医業の継続性を確保することが大変重要であると考えております。平成五年から六年にかけまして医療法人制度検討委員会において検討を行うとともに、医療審議会からも平成十年三月に、医療法における公益性の高い医療法人の位置づけや、医療法人の種別にかかる組織変更の規定等について、関係者、税務当局の理解を得ながら検討を進めることとの意見をいただいているところでございます。

この御意見で指摘をされました医療法人の種別にかかる組織変更に関してましては、税制上の措置とも関連する問題であり、厚生省としても、医療法人の税務の専門家とも意見交換を行っているところでございますが、委員の御指

摘も踏まえましてさらに検討してまいりたい、このように思っておるところでございます。

ただ、評価方法につきましては、昭和五十九年に実は少し変更をさせていただいておりまして、医業経営の継続性の観点から、類似業種の比準方式という制度を新たに導入をいたしまして少し改善を図ったということは今までやってきたところでございます。

○森田（好）政府委員 国税庁からお答えさせていただきます。

医療法人のうち、社団法人であります先生御指摘の出資持ち分の定めのあるものにつきましては配当が禁止されておりますが、こういう場合の評価の仕方につきましての考え方を申し上げます。

その出資の評価に当たりましては、一つは医療事業やその経営の内容が実質的には一般の開業医と異なるものではないといったこととか、あるいは中途脱退により出資持ち分に応ずる資産価値の払い戻しを受けるといったこと、いろいろなことがございますし、出資の譲渡も可能であるといったことから、従前は資産から負債を控除した正味の財産価額によって評価する純資産価額方式によつて評価してきたところであります。

ただ、先ほど厚生省からも答弁ございましたように、やはり収益性ということも加味して評価をすべきじゃないかということから、昭和五十九年に、それまでの純資産価額方式だけで評価するというのを改めまして、一般の中小企業の株式の評価方法に準じた評価法により評価するという形に改めたところであります。

以上が現状でございます。

○若松委員 何か厚生省も主税局も、医療法人は通常のいわゆる商事会社というんですか、全くの営利会社と同じ感覚でいらっしゃるわけですよ。

そうじゃなくて、あくまで医療行為というのは、かなりの規制があつて、何をやってはいけない、これをやってはいけないという規制があつた上で、それで税率は基本的には、特定医療法人ですか、それを除けば通常の法人税率という形で、その医療法人が、では相続をする。これはいわゆる商事会社というんですか、通常の営利会社を引き継ぐという観点じゃなくて、あくまでも医療の事業継承をスムーズにさせるためには、先ほどの相続税評価、医療法人については、類似比準方式とか純資産とかそういうレベルじゃなくて、やはり一つの

軽減措置なりすべきではないか。私は、それを言いたいんです。ですから、説明されているのが、全くわかっていないんですね。

日本の医療法人は、いわゆる所有と経営の分離という面ではまだまだ問題があると思います。その問題は、また別の観点から切り離して解決してもらいたいのはあるわけですけれども、やはり医療法人の継続というのをもっとしやすいようにするために相続税の評価を、例えば先ほど言った商事会社じゃないんだから、少なくとも三割減とか五割減とか評価減を、そういう形を本来すべきじゃないかと思うんですね。これは主税局、どうですか。

○尾原政府委員 ただいまのお尋ねは、医療法人はほかの法人と違うのではないかというふうな観点からの御質問であったかと思います。

相続税の考え方でございますが、相続税では、どのような業種、業態であろうかということではなくて、まさにその財産的価値が時価でどのようにになっているかということで評価して課税しているわけでございます。したがいまして、医療法人、確かにまさに公益的な側面、そのような事業をしていることは承知しておりますけれども、税の公平というところから眺めさせていただきますと、やはり時価により評価というのが相続税の建前であろうというふうに考えております。

なお、相続税全般について申し上げますと、所得税の補完税というような性格のものでもございますので、今後の抜本的改正の中で相続税のあり方についても検討していきたい、こういうふうに思っております。

○若松委員 ダイヤモンドよりもかたい主税局でありますから、なかなか簡単に考え方を変えようとしないでしよう。しかし、少なくとも、医療法人というものにいろいろと規制を与えるならば、本当は公益法人と同じ税率体系にしてもいいと思っているのですよ。そうじゃなければ、少なくとも、公益法人と通常の事業会社というのですか、やはりその中間ぐらいのものはつくってもいいと思うんですね。ぜひそれは検討してください。主税局、どうですか、検討してください。

○尾原政府委員 今、公益法人のお話も出ました。ただ、公益法人の場合は、解散する場合には財産は国または地方公共団体に帰属するというような形で、出資の払い戻しとか、そういう財産的価値がまさにないわけでございまして、今の医療法人の場合、その辺をどう考えるかという問題があるように思います。